

**静岡県告示第738号**

農林水産大臣から、次のとおり解除予定保安林にした旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

令和4年11月1日

静岡県知事 川 勝 平 太

- 1 解除予定に係る保安林の所在場所  
掛川市浜野字大之浦2940の391、2940の969、2940の970
- 2 保安林として指定された目的  
飛砂の防備
- 3 解除の理由  
道路用地とするため